

研究・産学連携推進センター コアファシリティ部門運営要綱

制 定 令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学研究・産学連携推進センター設置規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、コアファシリティ部門の運営に関する必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 コアファシリティ部門は、規程第2条第1項第6号に関する事項を所管する。

(委員会)

第3条 コアファシリティ部門は、前条に関する次の各号に掲げる事項についての審議を行うため、コアファシリティ部門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 大学全体の研究設備・機器の共用に関すること。
- (2) 研究設備・機器の共用に係る全学的な体制及び運営に関すること。
- (3) その他研究設備・機器の共用に関すること。

2 委員会の長は、部門長が務める。

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 研究推進部長
- (4) 次条に定める各キャンパスの会議体から選出された者
- (5) コアファシリティ部門に所属する技術員の中から選出された者
- (6) その他部門長が必要と認める者

4 委員長は、必要に応じて、委員会にオブザーバーを参加させることができる。

（各キャンパスにおける共用設備・機器の管理等）

第4条 各キャンパスにおける共用設備・機器の管理及び運営は、当該キャンパスにおいて所管する会議体にて行うものとする。

(庶務)

第5条 コアファシリティ部門の庶務は、研究推進部において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、コアファシリティ部門の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。